

2024年6月19日

氏平 三穂子

1. 訪問介護事業所について

氏平議員

高齢者の在宅介護が困難になり、地域の崩壊にもつながる事態が起きています。訪問介護事業者の経営が悪化し、倒産・休廃止が昨年は、全国で過去最多の427社（東京商工リサーチの調査）となっています。経営の悪化は、介護報酬が低く、人材不足が主な原因です。また物価高や大手参入による競合などが重なり介護事業者は淘汰の嵐にさらされています。本県でも、近年県北では社会福祉協議会が運営していた訪問介護事業所が相次いで廃止するなど、在宅を支えてきた訪問介護事業所の倒産や休廃止が進んでいるのではと考えられますが、昨年度の県内の状況について子ども・福祉部長にお尋ねします。

こうした状況にもかかわらず、国は今年4月から訪問介護の基本報酬の引き下げを強行（マイナス2%）しました。

国の言い分では、他の介護より利益率（収支差率）が高いからだとしています。国が示す訪問介護事業所の平均利益率は「7.8%」。ところが、その中身をみると赤字の事業所が約4割です。資料①を参照ください。大手の一部の事業所が異常な高利益で平均を押し上げているだけです。

大手は都市部や施設内にある高齢者住宅などで集中的に訪問介護の回数を増やし利益を上げることができます。一方在宅を訪問する小規模事業所は、移動時間もかかり、訪問回数も増やせません。さらに人手不足や高齢化を解消できず瀕死の状態です。しかし、訪問の移動距離が長い地域は大手でも効率化ができないため参入せず、結局、中山間地域など交通が不便なところは小規模事業所が支えているのが実態です。こうした状況にもかかわらず、今回の介護報酬の引き下げは在宅を訪問する事業所を一層撤退に追い込み、「介護難民」が多く生まれることは必至ではないでしょうか。まずは県として訪問介護事業所に向いて状況を把握すべきではないですか。また、国に対して介護報酬の引き下げを撤回するよう要望していただきたい。さらに、県としての緊急支援策を講じていただきたいと思いますが、併せて子ども・福祉部長にお尋ねします。

子ども・福祉部長

日本共産党の氏平議員の質問にお答えいたします。

訪問介護事業所についてのご質問であります。

まず、県内の状況についてであります。昨年度の訪問介護事業所の廃止は 22 件・休止 5 件であり、理由の約半数は人員不足となっております。

次に、状況把握等についてであります。今般の報酬改定の影響について、国は、地域の特性や事業所の規模を踏まえて調査・検証し、丁寧に検討するとしていることから、まずは、こうした国の対応を注視する必要があり、現時点でお話の要望や支援策は考えておりませんが、県内事業所の現状や課題については、引き続き、関係団体との連絡会議を通じるなどして把握してまいりたいと存じます。

以上でございます。

氏平議員

今回の介護報酬の引き下げというのは、全国的にかつてない怒りの声が上がっているのはご存じだと思います。だから先般、衆議院の厚生労働員会でも介護障害福祉事業者の処遇改善に関する決議が出されて、自民党も含めた全会派一致での採択とされています。ですから、国もこの介護報酬の引き下げはやばいなと思っています、きつと。ですから、地方からしっかりと声を上げていくことが大事です。この介護報酬の改定というのは、法律の改定事項ではなくて厚労省の告示によって決められていますので、今からでもやりなおしは効くと思いますし、ぜひ色々な全国本当に大変な声が上がっていると思いますので、しっかりと国に要望すべきだと思います。赤字でもやらないと、行かないと命がまわらないということで、この赤字の事業者も全部必死で訪問行っているのですよ。いくら赤字が出ても。そのところしっかりと国に伝えていかないと駄目だと思いますがいかがでしょうか。

子ども福祉部長

再質問にお答えします。

大変な状況になっているということでもあります。その点につきましては私も報道を含め、あるいは県内の色々なお声をお聞きする上で、そのあたり承知をしているつもりでございます。

今回の報酬改定につきましては、全体として利益が訪問介護事業所あがっているじゃないかと、いう風なことで報酬が下げられたと承知しておりますが、訪問介護は事業の在り方、都市部と中山間地では随分その形が違ってきている、色々な形ができていくという中で、議員ご指摘の通りその特定のところは利益を随分あげていて、より厳しい所は厳しいということは確かに事実としてあるのだろうなと思っています。そうした中で訪問介護の事業はサービスは今後より高齢化が進むなかで、地域でその高齢の方が暮らしやすい場所で引き続き生活ができるように地域包括ケアシステムの理念に基づいた、そうした取り組みを進める上で重要

だろうということも認識をしているところであります。

そうした点も踏まえて先ほど答弁申し上げたように、国も色々と調査、精査をして必要な検討を考えていくという風な国会でのやりとりも聞いてございますので、まずはそのあたりの国の動きをしっかりと注視をし、そして県内の色々なお声については、色々な場面で私も拝聴致しまして、様々な方法で国に伝えていくルートもあろうかと思っておりますので、そのあたり機会をとらまえて必要であればお声を届けていくという姿勢で臨んで行きたいと思っております。以上でございます。

氏平議員

丁寧なご回答ありがとうございました。

国の方でも少しそういう見直しというか、動きをしてくれているのかなという期待もありますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

2、加齢性難聴について

氏平議員

私は過去2回加齢性難聴について質問しています。

難聴が高齢者の社会参加の妨げになっている例は数多く聞かれ、生活の質を上げるためにも聞こえを良くすることが必要であることは明らかです。全国的にも高齢者を対象にした補聴器購入の助成事業の創設が進み、県内の市町村においても助成事業を実施しているところがあり、今年から岡山市で非課税世帯を対象に上限2.5万円を助成する制度が創設されると聞いています。

私は令和元年9月の定例会で、難聴について、欧米では「医療」のカテゴリーでとらえ、補助制度があるが、日本では「障害者」のカテゴリーでとらえて補助対象者を絞り込んでいるため、補聴器保有率が圧倒的に低いと訴え、加齢性難聴に対して補聴器の使用を保険適用にするなど医療的なアプローチが必要ではないかと質問しました。

当時の部長の答弁は「難聴の程度と日常生活との関係や、補聴器の使用による認知症の予防効果など、科学的根拠はまだ十分ではなく、現在、国においても研究されている」との答弁でした。あれから約5年、国における見解は出されたのでしょうか。子ども・福祉部長にお尋ねします。

国際的には、難聴と認知症の関係について、2017年に開かれた国際アルツハイマー病会議において、ランセットの国際委員会が「認知症の症例の約35%は潜在的に修正可能な9つの危険因子に起因する」と発表し、「難聴」は「高血圧」「肥満」「糖尿病」などととも9つの危険因子の一つに挙げられ、その際「予防できる要因の中で、難聴は認知症の最も大きな危険因子である」という指摘がされています。国際的には難聴と認知症の関係は明らかになっていると考えます。

実は今日、私も補聴器の試着品を付けています。補聴器は中程度40デシベル位から装着し、慣らしていく方がよいと言われて、いろいろ試しています。平均30万円以上かかるそうで、年金生活者にとっては高額な負担です。ぜひ県としても購入の助成制度を創設していただき、また国に対して、保険適用を要望すべきと考えますが、子ども・福祉部長の御所見を伺います。

子ども・福祉部長

お答えいたします。加齢性難聴についてのご質問であります。

まず、国の見解についてであります。国等において、補聴器装着の有無による認知症発症率の差や、聞こえと認知機能との関係等について、研究が継続されており、現時点で評価は定まっていないと聞いております。

次に、助成制度の創設等についてであります。聞こえと認知機能との関係など、補聴器の装着による効果等について国の評価が定まっていないことなどから、県による助成制度の創設や保険適用に係る国への要望は、現時点では考えていないところであります。

以上でございます。

3、子育て支援策の拡充について

氏平議員

少子化対策はすべての自治体の喫緊の課題です。本県では婚活には力を入れているようですが、県としての子育て支援策はあまりにもお粗末です。賃金の伸びが物価上昇に追いつかず、子育て世代は経済的に厳しい現実があります。結婚ができたとしても、子供を産むことを躊躇している現状もあり、少子化対策というなら、県としても子育て支援策をもっと拡充すべきではないでしょうか。

まず、子どもの医療費無償化についてです。

子ども医療費無償化制度は、自治体が独自に制定する医療費助成制度の一つです。子ども家庭庁のホームページによると、令和5年4月1日時点で、全国的には7割の市町村が18歳までを対象に助成しており、また6都県が18歳までを対象とした助成制度を作っています。県内でも令和6年1月1日時点で、27市町村の内24市町村が18歳まで外来通院を無償化、18歳までの入院医療の無償化が25市町村と拡充されています。ところが県の制度では、通院は就学前、入院は小学6年生までと対象年齢が低く、所得制限もあり、一部自己負担も必要で遅れた制度となっています。さらに問題なのは、県の子どもの医療費予算が増えるどころか大きく減っていることです。資料をご覧ください。伊原木県政になった12年前と比べ、小児医療対策費の当初予算額は約1億円減少しているのです。市町村は少子化対策のため独自に多額の予算を確保し拡充に取組み、大半の自治体が18歳まで無償化に踏み出

してきました。県の施策は余りにも遅れているのではないのでしょうか。子育て支援策の目玉である子どもの医療費助成について県としてもっと市町村を支援すべきではないのでしょうか。知事にお尋ねします。

義務教育における学校給食費の無償化も全国的に進んでおり、県段階では青森県、沖縄県などが支援を始めようとしているところです。県内の市町村では、資料③に示しましたが、12の市町村が無償化など保護者への支援を実施しています。義務教育は無償といいながら給食費は平均で月額約6千円、その他の徴収もあり、子育て世帯には重い負担となっています。県としても支援策を講じるべきではないのでしょうか。教育長にお伺いします。

少子化の大きな原因に高等教育の経済的な負担があります。日本の大学や専門学校の学費は他の国に比べて桁違いに高いにもかかわらず、複数の大学が相次いで学費を値上げする事態になっており、1万人以上の大規模私立大学の35%が今年4月から全学部で授業料の値上げをおこないました。また国立大学でも学費の値上げがとりざたされています。今でも学生の約半数が奨学金に頼り、かつアルバイトをしながら学んでいます。卒業後は奨学金の返済に明け暮れ、40歳になっても結婚ができないと訴える方もおられ、これ以上の学費の値上げは少子化を一層進めることになるのではないのでしょうか。高等教育の経済的な負担軽減策を国に求めると同時に県としての施策が必要です。

まず、県は中小企業Uターン就職促進奨学金返還支援事業で県内の中小企業が県外の大学から就職した従業員に対して奨学金返還支援を行う場合に、企業負担額の半分を補助しています。令和5年度では導入企業数が250社まで増えていますが令和5年に補助した件数は30件です。県外大学の学生が対象ですが、より一層、若者の県内就職を後押しし、若者の人材還流と県内定着を促進するために県内の学生も対象にすべきではありませんか。産業労働部長にお尋ねします。

また今年度から、県教育委員会でも、優れた教員人材を確保するため、教員奨学金返還支援事業がスタートしました。県内の公立小学校で教諭として原則10年を超えて勤務することが条件となっており、補助対象人数の上限が20人となっています。この事業が創設されたことは評価しますが、全校種における新規採用教諭約400名に対して補助対象人数が20人、5%では少ないのではないのでしょうか。今後増やしていく計画はありますか。教育長にお尋ねします。

有能な若者を自分の県に定着させることにもつながることから、県独自の給付型奨学金制度を創設している県もあります。

わが県においても、ぜひ検討していただきたいと思いますが、知事のお考えをお聞かせください。

知事

日本共産党の氏平議員の質問にお答えいたします。子育て支援策の拡充についてのご質問であります。

まず、子どもの医療費についてであります。少子化への対応は喫緊の課題であるものの、小児医療費公費負担制度については、給付と負担の公平性を図り、持続可能なものとして運用することが重要であり、助成の拡充については、慎重に検討すべきと考えております。

また、子どもの医療費助成に関しては、全国一律の制度とするよう全国知事会を通じて国に要望しているところであります。

なお、お話の当初予算額の減少は、子どもの減少が主な理由であり、この12年間、本制度全般の対象年齢や補助率の引き下げは行っていないところであります。

次に、高等教育の負担軽減のうち給付型奨学金制度についてであります。現在、国において一定の要件を満たす大学生等を対象とした授業料等の減免や給付型奨学金が実施されているところであり、県独自の給付型奨学金制度の創設は考えておりませんが、国が実施しているこのような高等教育の修学支援新制度が広く活用されるよう、引き続き県内の高校生への周知に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

教育長

お答えいたします。

まず、学校給食についてであります。学校給食についてであります。学校給食費は、一部の経費を除き保護者が負担するよう学校給食法に規定されていることや、住民のニーズや財政状況を踏まえ、学校の設置者である市町村において適切に判断されるべきものであることから、県として支援を行うことは考えておりません。

今後、国においては、昨年実施の全国調査の結果から、無償化に関する課題の整理を行い、具体的な方策を検討することとしており、引き続き、その動向を注視してまいりたいと存じます。

次に、高等教育の負担軽減のうち教員奨学金返還支援事業についてであります。近年志願倍率が低い小学校教員を対象としたものであります。

お話の補助対象人数の決定にあたっては、先行県の制度設計や実績等を参考にしながら、日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けている合格者の中から20名を上限としたところであります。今年度の申し込みについては、上限に満たない状況であります。

このため、まずは、来年度に向けて、より多くの対象者に申し込みをしてもらえるよう、一層の周知に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

産業労働部長

お答えいたします。

高等教育の負担軽減のうち、中小企業 U ターン就職促進奨学金返還支援事業についてであります。この事業は、県内企業への就職率が低い県外学生の U ターン就職の促進を目的としているものであり、対象者の拡大までは考えておりませんが、若者の人材還流や県内定着に向け、学生と経営者等が意見交換を行う交流事業や、大学と連携した合同企業説明会を開催するなど、引き続き、国や関係機関等と連携し、しっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

氏平議員

ご答弁ありがとうございました。

県外だけということで、対象、そして県内の学生さんも卒業して県外に出ていけるわけでしょう。ですから、県外だけを対象にするのではなく、資料頂きました。一括返済ではないんですね、毎月 2 万円払っている(元)学生さんに対しては、企業が半分で県が半分。上限が 9 万円ですから。それも最長 3 年間ということですから。計算してみますと年間、県の予算としては 600 万円くらいですよ。私は微々たるお金だと思いますよ。もっと対象を広げて、こういうチラシを作っていらっしゃるのを聞きましたし、もっともっと宣伝をして、県内外の学生さんが本当に奨学金の返済に苦しんでいるのですから、そして中小企業に就職してもらったら一番いいわけですから、もっと検討しなおしてみるべきではないのでしょうか。ご返答お願いします。

産業労働部長

再質問にお答えします。

この奨学金返還事業、県内の学生の学生にも適用すべきではないかというお話でございますが、先ほども答弁を差し上げましたとおり、この事業は負担軽減の面もありますが、県外の学生が県内に戻るといふか、就職される方が少ないということで、そのインセンティブで設けた事業でございます。今のところこの事業をこれ以上県内の学生に拡大することは考えておりませんが、県内の学生が県内企業に就職していただくことに向けては、関係機関と連携をして大学とも連携しまして学生の就職相談にしっかりと、あるいは県内の企業の若手社員にの就活サポーターということで協力頂いておりますので、現場の企業の若い方の声もしっかりお届けしながら県内にいる学生が県内企業に就職していけるようなそのような支援に努めて参りたいと存じます。以上でございます。

氏平議員

産業労働部長、Uターンで出た人がなかなか帰ってこないから呼び込むためだというのだけでも、県内の人も出ていくわけですから、出て行かさないようにするという両方の対応が私は必要だと思しますので。東京一極集中とかって出ていかないようにするためにも、ぜひご検討をお願いしたいと思えます。

4、ローカル線問題について

氏平議員

全国で鉄道路線の廃止問題が持ち上がり、日本が世界に誇る鉄道ネットワークがずたずたにされようとしています。地方公共交通の在り方、ローカル線の存廃を巡り、JRと地元自治体などが話し合う「再構築協議会」制度が創設され、その最初の組上に載せられたのが芸備線です。全国がこの動向に注目しています。本県も廃線には異論を唱え、頑張ってください。このローカル線問題について、私は3つの要因が関連していると考えます。①これまで政府の交通政策が、道路偏重の投資政策であり、マイカーに過度に依存する社会がつくられてきたことです。②はJRの営利重視という経営姿勢です。この姿勢は、投資抑制や列車の減便、駅の無人化などで利用者の利便性を低下させてしまいました。結果鉄道離れを引き起こし、不便だから利用し難いと言う「負のスパイラル」を作っていることです。③は制度的要因で、国鉄分割・民営化です。JRは分割・民営化の際、内部補助でローカル線を維持するという約束を反故にしようとしています。

ローカル線問題はJRと関連自治体に責任を押し付けるのではなく、基本的に国が住民の足であり、国民の財産でもあるローカル線に責任を持つべきだと思えますが、知事の御所見を伺います。

知事

お答えいたします。

ローカル線問題についてのご質問であります。この問題は、鉄道網の将来像とも関係している全国的な課題であることから、国には、積極的に関与してもらいたいと考えております。

このため、鉄道ネットワークの在り方について、国の責任において議論し方向性を示すよう、全国知事会等を通じ、要望しているところであります。

以上でございます。

氏平議員

考えてみれば、道路というのは公共事業として県や国が責任を持ってやっていますけれど、鉄道の線路は全部鉄道事業者がやっているわけですね。責任で、

だから線路を公共事業として国や自治体が責任を持って上下分離方式というそ

うですけれども、こういう議論もいま活発に行われています。少子化の中で、JR のものもこれから厳しくなるわけで、もう線路は国が責任をもってやりますとか、そういう時代に来ているのではないかなと、私は考えたりしておりますので、これは意見ですけれども、ぜひ国の責任をしっかりと追及しながらがんばって、芸備線廃止させないように、頑張ってくださいと思いますのでよろしくお願い致します。

5、食料自給率の向上について

氏平議員

国では先日「改正食料・農業・農村基本法」が可決されました。この基本法には多くの問題が指摘されています。一番の問題は、政府が定める食料・農業・農村基本計画に記載される唯一の指標であった「食料自給率の目標」をいろいろある指標の1つに格下げしてしまったことです。また、食料危機の事態には、関連法である食料供給困難事態対策法で罰則を振りかざして農家には芋への作物転換、国民には食料に「配給」を押し付けようとすることも問題です。東京大学特任教授の鈴木宣弘さんによると、「日本の食料自給率は38%と言われますが、肥料はほぼ全量を輸入していることを考慮し、種子法廃止や種苗法改定によって、野菜だけではなく、コメや大豆などの種の自給率も10%に低下すると仮定すれば、実質自給率は9.2%に低下すると試算できます」と警鐘を鳴らしています。

食料自給率軽視は、お金を出せば、海外から安い食料を買えると思っているのですが、異常気象の通常化や、紛争の頻発などで、お金を出せば買える時代ではなくなっていくのではないのでしょうか。まさに食料自給率の向上は国民の生命に関わる問題です。食料自給率の向上を国政の柱に据え、農林水産予算を思い切って増額し、平時から国内の農業生産を支えて国民の命を守ることこそ必要ではないのでしょうか。

そこで農林水産部長お尋ねします。本県の食料自給率と自給率向上に向けてどのような取り組みをされているのか教えてください。

農林水産部長

お答えいたします。

食糧自給率の向上についてのご質問ですが、本県の食料自給率は、令和3年のカロリーベースで36%となっております。

県では、産地の規模拡大や生産性の向上、力強い担い手の育成等に取り組み、食料の供給力を強化するとともに、関係団体と連携し、県産米の消費拡大の取組などを進め、儲かる産業としての農林水産業の確立を目指しているところであり、こうした取組の推進は、食糧自給率の向上にもつながるものと考えております。

以上でございます。

6、政治資金規正法について

氏平議員

自民党派閥によるパーティー券の裏金問題を告発した、バンダナで有名な神戸学院大学の上脇教授は「いばらぎ隆太後援会」の関係者も告発しています。

教授は「1億5千万円を超える資金提供が寄附だった場合、知事は最初の選挙時に違法な寄附によって当選したことになる。こんなかたちで当選してきたのを不問に付すのは問題だ。政治的には辞任しなければならない。そういう事件だ」と述べています。

この問題は、報道等でご存じの通り、後援会への寄附や借入金、さらに借入金の返済という事実がないにも関わらず、それらが存在すると収支報告書に虚偽の記載をし、会計責任者と事務担当者が政治資金規正法違反の罪で昨年10月、それぞれが罰金100万円の略式命令を受けたという問題です。以下4点について知事に伺います。

収支報告書が訂正されたのは今年の3月18日でした。略式命令を受けて半年も放置していたわけで、あまりに無責任だと思いますが、どういう認識でしょうか。伺います。

後援会の会計責任者は、知事が初当選された2012年の選挙において、知事の親族から提供された資金は「借入金ではなく、寄附であった」ということで収支報告書を修正されたようです。知事もこの資金を「寄附」だったと判断されたということでしょうか。

政治資金規正法は、「政党及び政治資金団体以外の団体」に「1人が寄附できる上限」を年間150万円と定めています。上限の100倍もの寄附を受けたということに対し、どのような認識をお持ちでしょうか。

政治資金規正法の上限を超える寄附を受け取ったことについては「時効」になっています。しかし、こういうことが許されたら寄附金の上限規制の意味がなくなってしまう。そういう点では政治的・道義的責任も問われる重大な問題だと思いますが、どう受け止めていられるのでしょうか。

代表質問で、知事は、次期知事選に立候補を表明されたこともあり、この問題を県民のみなさんに納得いく説明をお願いします。

知事

お答えいたします。

政治資金規正法についてのご質問であります。

まず、半年の認識についてであります。私の後援会等に関する一連の政治資金の問題につきましては、県議会をはじめ、県民の皆様にご心配をおかけしており

ますことを、あらためてお詫び申し上げます。

収支報告書の訂正につきましては、会計責任者等が略式命令を受け、検察の指摘に従った形で訂正する必要があったことから、後援会において、弁護士らに依頼し、事件記録を閲覧してもらうなど、確認作業に一定の時間を要したと聞いており、適正に処理されたものと考えております。

次に、寄付の判断についてであります。弁護士による事件記録の調査を踏まえ、検察の指摘に沿った形で収支報告書を訂正したところであります。

お話の資金については、私や後援会としては、借入金であったとの認識していたところでございます。

次に、寄付を受けた認識についてであります。現時点では検察の判断を受け入れたものの、当時の私や後援会としては、後援会に対する親族からの資金提供は借り入れであったとの認識であり、寄付を受けたとの認識はなかったところであります。

次に、政治的・道義的責任についてであります。私自身、政治資金に関する基本的な理解が不足していたことによるものであり、深く反省しているところであります。

今後、二度とこうしたことが起こらないよう、後援会において、登録政治資金監査人である公認会計士による政治資金の収支のチェックや、政治資金規正法に精通する弁護士へ相談できる体制を整えたところであり、法令遵守に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

氏平議員

いま政治とお金の問題は本当に国民は厳しい目で見ているわけであり。そもそも政治資金規正法というのは民主政治とその土台である選挙の公正のためのルールでありまして、政治活動や選挙活動の資金についての出入りを公表して有権者の判断を仰ぐためのものですので、しっかりとみんなに誤解をされないような形で、選挙戦に向かっては説明責任を果たして頂きたいと申し上げまして私の質問を終わります。ありがとうございました。